都印計画東郊地区計画を次。 名 称		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	東郷地区計画
位置		置	矢吹町東郷の一部、一本木の一部
面		積	約6.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針			本地区は、JR 東北本線矢吹駅から約 1km の市街地東端部に位置
			│ │ し、周囲は自然に恵まれた田園地域と、既存の低層住宅地に囲まれ
			 た地区である。これらの立地条件から低層住宅地としての需要が高
			い地区であるため、低層住宅市街地を整備する目的で新たに用途地
	地区計画の目標	域を定めた地区である。	
		本地区は、ミニ開発やスプロール等の無秩序な開発による環境の	
		悪化を防止するため、用途地域の決定の効果を増進させるとともに	
		良好な環境の形成を誘導し、一体的な市街地の形成を図ることを目	
			標とする。
	土地利用の方針		恵まれた環境を活かしながら、隣接する住宅地と一体となった良
			好な環境の低層一戸建て住宅地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針		地区施設として、区画道路(幅員11m、6m、一部5m)を適
			切に配置し、整備を図る。
	建築物等の整備の方針		秩序ある低層住宅地としての街並みと、ゆとりある良好な居住環
			境の形成を図るため、建築物等の意匠の制限、かき又はさくの構造
			の制限を行う。
	その他当該地区の 整備・開発及び保全 に関する方針		本地区内において、1,000 ㎡以上の開発行為に伴い、地区施設で
			ある道路以外の道路を築造しようとする場合、以下の内容を満たす
			ものとする。
			①道路幅員は6m以上とする。ただし、小区間で通行に支障のない
			場合は 4m以上とすることができる。
			②原則として、道路の両端は他の道路に接続するものとする。
地区整備計画	地区施設の配置	道路	区画道路 1 号 幅員 6.0m 延長約 380m
			区画道路 2 号 幅員 5.0m 延長約 420m
			区画道路 3 号 幅員 6.0m 延長約 220m
			区画道路4号 幅員 6.0m 延長約 170m
			区画道路 5 号 幅員 11.0m 延長約 530m
	建築物等に	建築物等の意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色
			合いのものとし、看板、広告等についても周辺環境を損なわないものとし、
			のとする。
	建築物等に関する事項	かき又はさく の構造の制限	かきもしくはさくの構造は、生垣又はフェンスや鉄柵等透視可能
			なものとする。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋
			コンクリート造及びその他これらに類する構造の部分の高さは
			0.6m 以下とする。

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

